(二)　規制対象財産として、新たに電子決済手段を定めることとした。（第五条関係）

(三)　金銭以外のその財産的価値の移転が容易な財産に係る債務として、新たに電子決済手段等取引業者が管理する電子決済手段の移転に係る債務及び暗号資産交換業者が管理する暗号資産の移転に係る債務を定めることとした。（第七条関係）

(四)　公告大量破壊兵器関連計画等関係者に係る規制対象財産の処分等の許可の要件である大量破壊兵器等の開発等に使用されるおそれがないことに関し、当該大量破壊兵器等の開発等に該当する行為を定めることとした。（第八条関係）

2　施行期日等

(一)　関係政令について所要の改正を行うこととした。

(二)　この政令は、国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和四年法律第九七号）の施行の日（令和五年六月一日）から施行することとした。

◇国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第一九〇号）（財務省）

国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和四年法律第九七号。以下「改正法」という。）附則第一条第二号に掲げる規定（同号に規定する外国為替及び外国貿易法の目次等の改正規定並びに改正法附則第四条及び第五条の規定に限る。）の施行期日は、令和六年四月一日とすることとした。

◇外国為替令等の一部を改正する政令（政令第一九一号）（財務省）

1　銀行等その他の金融機関等に対して課される本人確認義務の対象となる行為として、電子決済手段の取引に係る契約の締結を定めることとした。（外国為替令第一一条の五関係）

2　外国為替取引等取扱業者遵守基準に係る外国為替取引等取扱業者の範囲等を定めることとした。（外国為替令第一八条の一〇等関係）

3　その他所要の規定の整備を行うこととした。

4　この政令は、国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和四年法律第九七号）の施行の日から施行することとした。ただし、2の規定は、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行することとした。

（附則関係）

◇感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（政令第一九二号）（厚生労働省）

一　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の一部改正関係

1　四類感染症である「サル痘」の名称を「エムポックス」とすることとした。（第一条の二第三号関係）

2　第二種協定指定医療機関である病院又は診療所に準ずるものとして政令で定めるものは、健康保険法第八八条第一項に規定する指定訪問看護事業者とすることとした。（第一条の三関係）

3　三種病原体等の結核菌が耐性を有する薬剤について、「モキシフロキサシン又はレボフロキサシン」及び「ベダキリン又はリネゾリド」とすることとした。（第一条の五関係）

4　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）第六〇条第三項の規定による都道府県の補助は、各年度において感染症法第三六条の二第一項各号に掲げる措置を講ずる同項に規定する公的医療機関等、地域医療支援病院及び特定機能病院並びに感染症法第三六条の三第一項に規定する医療措置協定を締結した医療機関又は感染症法第三六条の六第一項に規定する検査等措置協定を締結した同項に規定する病原体等の検査を行っている機関等の設置者が、その設置のために支弁した費用の額から、その年度におけるその費用のための寄附金その他の収入の額を控除した額につき、厚生労働大臣が定める基準に従って行うこととした。（第二六条第四項関係）

5　感染症法第六二条第一項の規定による国の補助は、各年度において感染症法第五八条第一〇号及び第一六号の規定により都道府県が支弁した費用の額から、その年度におけるその費用のための寄附金その他の収入の額を控除した額につき、厚生労働大臣が定める基準に従って行うこととした。（第二八条第一項関係）

6　4及び5の基準を定めるに当たっては、あらかじめ、総務大臣及び財務大臣と協議しなければならないこととした。（第二九条関係）

二　新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令の一部改正関係

1　新型インフルエンザ等対策特別措置法第四五条第二項の政令で定める多数の者が利用する施設のうち、百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗について、個人防護具（感染症法第五三条の一六第一項に規定する個人防護具をいう。2において同じ。）の売場が除かれることを明確化することとした。（第一一条第一項第七号関係）

2　新型インフルエンザ等対策特別措置法第五五条第一項の政令で定める物資について、個人防護具が含まれることを明確化することとした。（第一四条第三号関係）

3　新型インフルエンザ等対策特別措置法第六二条第三項の政令で定める基準は、要請を厚生労働大臣が単独で行った場合にあっては一般職の国家公務員である歯科医師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士又は救急救命士（以下「歯科医師等」という。）の給与を、要請を厚生労働大臣及び都道府県知事が共同で行った場合にあっては当該都道府県知事の統括する都道府県の常勤の職員である歯科医師等の給与をそれぞれ考慮して定めるものとすることとした。（第一九条第二項関係）

三　施行期日等

1　この政令の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。（附則第二項関係）

2　この政令は、一部の規定を除き、令和六年四月一日から施行することとした。

◇毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（政令第一九三号）（厚生労働省）

1　次に掲げる物を劇物に指定することとした。（第二条第一項関係）

三―アミノプロパン―一―オール及びこれを含有する製剤。ただし、三―アミノプロパン―一―オール一パーセント以下を含有するものを除く。

2　次に掲げる物を劇物から除外することとした。（第二条第一項関係）

(一)　四酸化二アンチモン及びこれを含有する製剤

(二)　二―イソブトキシエタノール一五パーセント以下を含有する製剤

3　この政令の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。（附則第二項及び第三項関係）

4　この政令は、令和五年六月一日から施行することとした。ただし、2については、公布の日から施行することとした。